

規 則

埼玉県個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第六号

埼玉県個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県個人番号の利用等に関する条例施行規則(平成三十年埼玉県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第五条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 生活保護法第五十五条の五第一項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第十七条第一号ト中「又は生活保護法」を、「生活保護法」に改め、「関する情報」の下に「又は同法第五十五条の五第一項の進学準備給付金の支給に関する情報」を加える。

第十八条第九号中「又は生活保護法」を、「生活保護法」に改め、「外国人就労自立給付金支給関係情報」という。)の下に「又は同法第五十五条の五第一項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する進学準備給付金の支給に関する情報(以下この条において「外国人進学準備給付金支給関係情報」という。)」を加える。

第十八条第十号から第十四号まで及び第二十四号から第二十九号までの規定中「又は外国人就労自立給付金支給関係情報」を、「外国人就労自立給付金支給関係情報又は外国人進学準備給付金支給関係情報」に改める。

第十九条第八号中「第二百二十八条の自動車取得税」を「第二百六十七条の環境性能割」に改め、同条第九号中「第二百六十二条の自動車税」を「第二百七十七条の十七の種別割」に改め、同条中第二十四号を第二十五号とし、第十号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 地方税法附則第二十九条の十第一項の規定により、当分の間、知事が行うものとされた同法第四百六十一条の環境性能割の減免に関する事務 納税義務者に係る療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

第二十三条第一号中「第二十三条第一項第八号」を「第二十三条第一項第九号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。